

入札説明書

平成 19 年 11 月 20 日横浜市調達公告第 217 号で公告した「港北処理区新横浜駅前第二幹線下水道整備工事」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名
港北処理区新横浜駅前第二幹線下水道整備工事
- (2) 工事場所
港北区新横浜三丁目 24 番地先から新横浜二丁目 10 番地先まで
- (3) 工事概要
 - ア 本件工事概要
 - (ア) 発進立坑築造工 1 か所
 - (イ) 泥水式シールド工（仕上り内径 3,000 ミリメートル、延長 1,100 メートル）
 - (ウ) 付帯工一式
 - イ 全体予定工事概要
 - (ア) 発進立坑築造工 1 か所
 - (イ) 泥水式シールド工（仕上り内径 3,000 ミリメートル、延長 1,477 メートル、最小曲線半径 50 メートル（1 か所））
 - (ウ) 到達立坑築造工 2 か所
 - (エ) 刃口式推進工（管径 3,000 ミリメートル、延長 14.8 メートル）
 - (オ) 土圧式推進工（管径 1,500 ミリメートル、延長 100 メートル）
 - (カ) 特殊人孔築造工 3 か所
 - (キ) 付帯工一式
- (4) 工種
土木
- (5) 完成期限
平成 22 年 3 月 31 日
- (6) 予定価格
1,848,380,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格
開札後に公表

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件をすべて満たした特定建設共同企業体又は単体企業で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 特定建設共同企業体及びその構成員の資格条件

ア 特定建設共同企業体の資格条件

- (ア) 構成員数は、3者とする。
- (イ) 各構成員は、本件工事に係る入札において、同時に2以上の特定建設共同企業体の構成員になることができない。
- (ウ) 構成員の出資比率は、各構成員の出資比率が当該特定建設共同企業体の総出資額の10分の2以上であるとともに、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定建設共同企業体の構成員中最大でなければならない。

イ 特定建設共同企業体の構成員の資格条件

- (ア) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (イ) 平成19・20年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）（以下「平成19・20年度有資格者名簿（工事関係）」という。）において「土木」に登録を認められている者であること。
- (ウ) 平成19年12月4日から開札日までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (エ) 特定建設共同企業体の代表構成員は、(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
 - a 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値通知書(本件工事の入札参加資格確認申請の日前で有効かつ最新のものとする。以下同じ。)における土木一式の総合評定値が1,250点以上であること。
 - b 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
 - c 平成8年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した、仕上り内径2,400ミリメートル以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。)
 - d 平成8年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した、最小曲線半径60メートル以下の箇所を含む密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有し(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。)、かつ、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。
- (オ) 特定建設共同企業体の第2位構成員は、(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
 - a 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1,150点以上であること。
 - b 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
 - c 平成8年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完

成した、仕上り内径 2,400 ミリメートル以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。）。

- d 平成 8 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した、密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有し（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。）、かつ、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。
- (カ) 特定建設共同企業体の第 3 位構成員は、(ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、次の资格条件を満たしている者であること。
 - a 経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が 950 点以上であること。
 - b 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
 - c 平成 8 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した、密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。）。
 - d 平成 8 年 4 月 1 日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した、密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有し（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が総出資額の 10 分の 2 以上のものに限る。）、かつ、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。
- (キ) (エ) d、(オ) d 及び (カ) d に掲げる者は、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が 3 か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、開札日からおおむね 7 日以内に本件工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

(2) 単体企業の资格条件

- ア (1)イ(ア)から(エ)まで及び(キ)に掲げる资格条件をすべて満たすものであること。
- イ 単体企業として当該工事の入札に参加しようとする者は、当該工事に係る特定建設共同企業体の構成員になることができない。

3 入札参加の手続

本件工事の入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 特定建設共同企業体の手続き

ア 特定建設共同企業体の登録

- (ア) 特定建設共同企業体のすべての構成員が平成 19・20 年度有資格者名簿（工事関係）に記載されている場合は、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」から、特定建設共同企業体の情報について登録（以下「特定 J V 登録」という。）を行い、登録

後に表示される提出書類のうち「共同企業体協定書兼委任状」画面の印刷を行うこと。

(イ) 特定建設共同企業体の構成員に平成 19・20 年度有資格者名簿（工事関係）に登載されていない者がいる場合には、(ア)に定める手続は不要とする。ただし、この場合、7 (2)に定める入札書の提出方法のうち、電子入札システムによる入札書の提出は行うことができない。

(ウ) 特定 J V 登録及び共同企業体協定書兼委任状の作成方法等の詳細については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」又は横浜市行政運営調整局契約財産部掲示板を参照すること。

イ 電子入札システムによる一般競争入札参加資格確認申請書（以下「入札参加申請書」という。）の提出

(ア) 原則として、アにより特定 J V 登録を行った者は、特定建設共同企業体の代表構成員が単体として利用者登録した I C カードを使用して、特定 J V 登録時に付与される当該特定建設共同企業体の業者コードを用いて、電子入札システムにより入札参加申請書を提出し、入札参加申請書提出後に表示される「受信確認通知」画面を印刷すること。

(イ) 電子入札システムを利用できない場合には、(ア)に定める手続は不要とする。ただし、この場合、7 (2)に定める入札書の提出方法のうち、電子入札システムによる入札書の提出は行うことができない。

(ウ) 電子入札システムによる入札参加申請書の提出方法等の詳細については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」又は横浜市行政運営調整局契約財産部掲示板を参照すること。

ウ 入札参加資格確認書類の提出

(ア) 提出書類

a 平成 19・20 年度有資格者名簿（工事関係）に登載されており、「土木」に登録が認められている者の提出書類

(a) 受信確認通知（イ(イ)に定める場合を除く。）

(b) 一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者調書）（第 1 号様式その 1）

(c) 配置予定技術者調書（共同企業体用）（第 1 号様式その 2）

(d) 監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要）

(e) 監理技術者以外の者を配置する場合は、監理技術者と同等以上の資格を有することを証明する書類の写し並びに所属及び雇用期間を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）

(f) 各構成員の施工実績調書（第 2 号様式）

(g) 各構成員の経審の総合評定値通知書の写し

(h) 共同企業体協定書兼委任状（第 4 号様式。ただし、特定 J V 登録を行った者はア(ア)により印刷したもの）

(i) (f)の施工実績を確認できる契約書等の写し又は施工証明書

- b 平成19・20年度有資格者名簿（工事関係）に登載されていない者又は同名簿に登載されているが、「土木」に登録が認められていない者が特定建設共同企業体の構成員にいる場合の提出書類
 - a の提出書類に加えて、当該構成員の特定調達契約に係る一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類
- (イ) 提出書類の作成方法
 - 確認申請書等は、次に従い作成すること。なお、施工実績及び配置予定技術者の施工経験については、平成8年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した工事を記載すること。
 - a 施工実績
 - (a) 2(1)イに掲げる特定建設共同企業体の構成員の資格条件を満たす工事の施工実績を、構成員ごとに施工実績調書（第2号様式）に記載すること。記載する件数は1件とする。
 - (b) 各構成員の施工実績調書（第2号様式）の工事内容欄には、シールド工事の工法、仕上り内径及び施工延長を記載すること。
 - b 配置予定技術者
 - (a) 2(1)イに掲げる特定建設共同企業体の構成員の資格条件を満たす配置予定技術者を、代表構成員は一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者調書）（第1号様式その1）に、代表構成員以外の構成員は配置予定技術者調書（共同企業体用）（第1号様式その2）に記載すること。
 - (b) 各構成員の配置予定技術者調書の工事経験欄には、シールド工事の工法、仕上り内径、施工延長及び最小曲線半径を記載すること（最小曲線半径は代表構成員のみ）。
 - c 契約書等の写し又は施工証明書
 - (a) aの施工実績として記載した工事に係る契約書及び設計図書（以下「契約書等」という。）の写しを提出すること。契約書等の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者及び施工内容（入札参加資格条件に係る部分のみ）を確認できる部分のみでよいこととする。

また、契約書等の写しは、財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）へ提出する「CORINS登録データ」又は「竣工時工事カルテ」の受領書の写し（以下「CORINS登録データ」という。）に代えることができる。
 - (b) 契約書等の写しを提出することができないときは、発注者の発行する施工証明書で代えることとする。この場合、書式は自由とするが、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者及び施工内容（入札参加資格条件に係る部分のみ）を明記すること。
 - (c) 共同企業体による施工実績の場合は、共同企業体協定書等（CORINS登録データでも可）の出資比率を確認できる書類の写しを添付すること。
 - (d) 契約書等の写し及び施工証明書の言語が日本語以外の場合は、その日本語訳を付記又は添付すること。

(ウ) 提出部課

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市行政運営調整局契約財産部契約第一課工事第二係（関内中央ビル2階）

電話 045(671)2244

(エ) 提出方法

直接持参すること。

(オ) 提出期間

平成19年11月20日から平成19年12月4日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

エ その他

(ア) 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された確認申請書等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(エ) 申請する特定建設共同企業体の名称は、「特定」を付けずに「〇〇建設共同企業体」とすること。

(2) 単体企業の手続き

ア 電子入札システムによる入札参加申請書の提出

(ア) 利用者登録したICカードを使用して、電子入札システムにより入札参加申請書を提出し、入札参加申請書提出後に表示される「受信確認通知」画面を印刷すること。

(イ) 電子入札システムを利用できない場合には、(ア)に定める手続は不要とする。ただし、この場合、7(2)に定める入札書の提出方法のうち、電子入札システムによる入札書の提出は行うことができない。

(ウ) 電子入札システムによる入札参加申請書の提出方法等の詳細については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」又は横浜市行政運営調整局契約財産部掲示板を参照すること。

イ 入札参加資格確認書類の提出

(ア) 提出書類

a 平成19・20年度有資格者名簿（工事関係）に登載されており、「土木」に登録が認められている者の提出書類

(a) 受信確認通知（ア(イ)に定める場合を除く。）

(b) 一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者調書）（第1号様式その1）

(c) 監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要）

(d) 監理技術者以外の者を配置する場合は、監理技術者と同等以上の資格を有することを証明する書類の写し並びに所属及び雇用期間を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）

(e) 施工実績調書（第2号様式）

(f) 経審の総合評定値通知書の写し

- (g) (e)の施工実績を確認できる契約書等の写し又は施工証明書
- b 平成19・20年度有資格者名簿(工事関係)に登載されていない者又は同名簿に登載されているが、「土木」に登録が認められていない者の提出書類
 - a の提出書類に加えて、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類
- (イ) 提出書類の作成方法
 - 確認申請書等は、次に従い作成すること。なお、施工実績及び配置予定技術者の施工経験については、平成8年4月1日から本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した工事を記載すること
 - a 施工実績
 - (a) 2(2)アに掲げる資格条件を満たす工事の施工実績を、施工実績調書(第2号様式)に記載すること。記載する件数は1件とする。
 - (b) 施工実績調書(第2号様式)の工事内容欄には、シールド工事の工法、仕上り内径及び施工延長を記載すること。
 - b 配置予定技術者
 - (a) 2(2)アに掲げる資格条件を満たす配置予定技術者を、一般競争入札参加資格確認申請書(兼配置予定技術者調書)(第1号様式その1)に記載すること。
 - (b) 配置予定技術者調書の工事経験欄には、シールド工事の工法、仕上り内径、施工延長及び最小曲線半径を記載すること。
 - c 契約書等の写し又は施工証明書
 - (a) aの施工実績として記載した工事に係る契約書及び設計図書(以下「契約書等」という。)の写しを提出すること。契約書等の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者及び施工内容(入札参加資格条件に係る部分のみ)を確認できる部分のみでよいこととする。

また、契約書等の写しは、財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)へ提出する「CORINS登録データ」又は「竣工時工事カルテ」の受領書の写し(以下「CORINS登録データ」という。)に代えることができる。
 - (b) 契約書等の写しを提出することができないときは、発注者の発行する施工証明書で代えることとする。この場合、書式は自由とするが、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者及び施工内容(入札参加資格条件に係る部分のみ)を明記すること。
 - (c) 共同企業体による施工実績の場合は、共同企業体協定書等(CORINS登録データでも可)の出資比率を確認できる書類の写しを添付すること。
 - (d) 契約書等の写し及び施工証明書の言語が日本語以外の場合は、その日本語訳を付記又は添付すること。
- (ウ) 提出部課
 - (1) ウ(ウ)に掲げる部課
- (エ) 提出方法
 - (1) ウ(エ)に掲げる方法により提出すること。

(オ) 提出期間

(1) ウ(オ)に掲げる期間内に提出すること。

ウ その他

(ア) 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された確認申請書等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された確認申請書等は、返却しない。

4 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認は、平成 19 年 12 月 12 日に一般競争入札参加資格確認結果通知書を当該確認申請を行なった者（特定建設共同企業体の場合は代表構成員。以下同じ。）に電子入札システムにより送信することにより行う。ただし、3 (1)イ又は 3 (2)アにおいて、電子入札システムにより入札参加申請書を提出していない者については、一般競争入札参加資格確認結果通知書（第 3 号様式その 1）を当該確認申請を行なった者に電子メール又はファクシミリ送信することにより行う。これらの場合、入札参加資格がないと認められた者には、理由を付して通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成 19 年 12 月 17 日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）に 13(9)イに掲げる部課に書面（様式は自由）又は口頭で、説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、平成 19 年 12 月 21 日午後 5 時までに書面又は口頭で回答する。

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本件工事に係る入札に参加することができない。

(1) 2 に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 3 (1)ウ(ア)又は 3 (2)イ(ア)に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

6 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」からダウンロード可能。

また、本件工事に係る入札説明書は、平成 19 年 11 月 20 日から平成 19 年 12 月 4 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）の間に 3 (1)ウ(ウ)に掲げる部課において無償で交付する。

(2) 設計図書及び参考資料の入手方法等

ア 設計図書及び参考資料の入手方法

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」の発注情報画面より設計図書及び参考資料をダウンロードすること。

また、当該設計図書は、3 (1)ウ(ウ)に掲げる部課において開札日まで閲覧に供する。

イ 設計図書に対する質問

(ア) 設計図書に対する質問がある場合は、平成 19 年 11 月 20 日から平成 19 年 12 月 13 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）の間に次の部課に質問書を提出すること。

〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市環境創造局環境整備部管路事業課（関内中央ビル 6 階）

電話 045(671)4312

(イ) (ア)の質問に対する回答書は、平成 19 年 12 月 20 日から横浜市環境創造局ホームページに掲載する。

(3) 入札説明書の交付部数は、各社 1 部ずつとする。

7 入札及び開札等

(1) 入札期間及び開札予定日時

ア 入札期間

平成 20 年 1 月 7 日から平成 20 年 1 月 9 日まで（午前 9 時から午後 8 時まで。ただし、最終日は午後 5 時まで）

イ 開札予定日時

平成 20 年 1 月 10 日午前 10 時

(2) 入札書の提出方法等

入札参加者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。ただし、原則として、3 (1)イ又は 3 (2)アにおいて電子入札システムにより入札参加申請書を提出した場合には、電子入札システムにより入札書を提出すること。

ア 電子入札システムによる入札書の提出

(ア) 特定建設共同企業体の場合は、(1)アに定める期間内において、特定建設共同企業体の代表構成員が単体として利用者登録した IC カードを使用して、特定 J V 登録時に付与される当該特定建設共同企業体の業者コードを用いて、電子入札システムにより入札書を提出すること。

(イ) 単体企業の場合は、(1)アに定める期間内において、利用者登録した IC カードを使用して、電子入札システムにより入札書を提出すること。

(ウ) 工事費内訳書を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。工事費内訳書の提出については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）（以下「運用基準」という。）第 13 条を参照すること。なお、当該工事費内訳書は、本件工事の設計図書（参考資料等の内訳書を含む。以下同じ。）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。

イ 紙による入札書の提出

(ア) 所定の入札書と工事費内訳書を封筒に入れて、(1)アに定める期間内に、横浜市行政運営調整局契約財産部契約第一課まで提出すること。封緘方法については、運用基準別紙 1 を参照すること。ただし、別紙 1 において、「入札締切日の午前 12 時（正午）まで」とあるのは、「入札締切日の午後 5 時まで」と読み替える。

- (イ) 特定建設共同企業体の場合は、所定の入札書に特定建設共同企業体名、特定建設共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載すること。
- (ウ) 工事費内訳書は、本件工事の設計図書と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。
- (エ) 入札書の提出にあたっては、運用基準に定める「横浜市電子入札案件における紙入札届出書(第2号様式)」を、入札書と併せて提出すること。この場合、当該様式の「4電子入札システムを利用できない理由」欄に、「政府調達協定対象案件」と記載すること。

ウ 郵送による入札書の提出

- (ア) 郵送により入札書の提出を行う場合は、(1)アに定める期間内に、横浜市役所内郵便局に到達するよう書留郵便により郵送しなければならない。
 - (イ) 入札書の提出は、二重封筒を用いて行うこと。
 - (ウ) 入札書は内封筒に入れること。
 - (エ) 内封筒には、表面に入札件名のほか「横浜市行政運営調整局契約第一課長あて」及び「親展」と記載し、裏面に入札者名及び連絡先のほか開札日を記載すること。
 - (オ) 外封筒には、表面に「入札書在中」と朱書きし、郵送のあて先は、「〒231-0017横浜市役所内郵便局留 横浜市行政運営調整局契約第一課長あて」とすること。また、裏面には入札者名及び連絡先を記載すること。
 - (カ) 特定建設共同企業体の場合は、所定の入札書に特定建設共同企業体名、特定建設共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載すること。
 - (キ) 工事費内訳書は、本件工事の設計図書と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。
 - (ク) 入札書の提出にあたっては、運用基準に定める「横浜市電子入札案件における紙入札届出書(第2号様式)」を、入札書と併せて提出すること。この場合、当該様式の「4電子入札システムを利用できない理由」欄に、「政府調達協定対象案件」と記載すること。
 - (ケ) (キ)に定める工事費内訳書及び(ク)に定める紙入札届出書を内封筒とあわせて外封筒に入れて送付すること。
- (3) 提出した入札書及び工事費内訳書は、差し替えをすることができない。
- (4) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札金額とすること。
- (5) 入札回数等
- 本件工事は予定価格を事前公表しているもので、入札の回数は1回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。
- (6) 入札の辞退又は入札書の取下げについては、運用基準第10条から第12条までの規定を適用する。

- (7) 契約条項を示す部課及び問い合わせ先
3 (1)ウ(ウ)に掲げる部課

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- (2) 2に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 3 (1)ウ(ア)又は3 (2)イ(ア)に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- (5) 電子入札システムにより入札書を提出する場合に、平成19・20年度横浜市一般競争入札参加資格審査申請において指定した契約者（あらかじめ、「横浜市電子入札ICカード代表者届出書（第1号様式）」を横浜市に届け出ている場合には代表者）以外の名義によるICカードを用いて行った入札
- (6) 電子入札システムにより入札書を提出する場合に、7 (2)アに定める方法によらない入札
- (7) 紙により入札書を提出する場合に、7 (2)イに定める方法によらない入札
- (8) 郵送により入札書を提出する場合に、7 (2)ウに定める方法によらない入札

9 落札者の決定

- (1) 開札の後、1 (6)に定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。
- (2) 最低価格入札者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (3) (1)の場合において、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、横浜市工事請負に係る低入札価格取扱要綱（以下「低入札要綱」という。）第3条に定める調査を行う。
- (4) (3)の調査の結果、低入札要綱第4条第1項各号の規定に基づき最低価格入札者を落札者としなない場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者の価格が調査基準価格を下回る場合には、当該次順位者について(3)の調査を行うものとする。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

なお、この場合の調査において、低入札要綱第4条第1項第4号の「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」に該当する基準として、平成16年11月19日付（平成18年4月25日改正）行政運営調整局契約財産部通知「低入札価格調査制度の運用変更に伴う、運用基準の策定について」の(1)に定める失格基準を適用するので、注意すること。

- (5) (3)の調査にあたっては、最低価格入札者は調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、落札者としなないものとする。
- (6) 開札日の翌日から落札決定するまでの間に、当該最低価格入札者が横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）を受けた場合は、その者を落札者とせず、次順位者を落

札者とする。ただし、次順位者の価格が調査基準価格を下回る場合には、当該次順位者について(3)の調査を行うものとする。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金はこれを免除する。
- (2) 契約保証金の取扱いについては、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条から第 29 条までの規定による。

11 契約金の支払方法

- (1) 前払金は、契約金額の 10 分の 4 以内の額を支払う。
- (2) 契約期間中に行う契約金の部分払いの回数は、8 回以内とする。なお、(1)に示した方法により行う前金払いは、部分払いの回数に含まない。

12 調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約

- (1) 10(2)の規定にかかわらず、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条第 1 項に定める契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。
- (2) 11(1)の規定にかかわらず、前払金は、契約金額の 10 分の 2 以内の額を支払う。
- (3) 特定建設共同企業体の各構成員又は単体企業は、2 (1)イ又は 2 (2)アに定める技術者の要件と同一の要件（ただし、基準日は落札決定日とし、技術者の要件として施工経験を掲げている場合はこれを除く。）を満たす技術者を、資格確認を受けた技術者とは別に、施工現場に専任で 1 名配置しなければならない。この場合、配置するすべての技術者について、配置技術者（変更）届出書（第 6 号様式）及び監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）を 13(3)に定める方法により提出すること。
- (4) 本市が指定した場合においては、工事完成後、低入札要綱に定める低入札価格事後コスト調査を行うものとする。

13 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 特定建設共同企業体の構成員のいずれかが、入札参加資格の申請後、7 (1)アに定める期間の最終日までの間に 2 (1)イ(ウ)に定める資格条件を満たさなくなり、入札参加資格を喪失した場合の取扱い
ア 特定建設共同企業体の構成員のいずれかが、入札前に 2 (1)イ(ウ)の資格条件を満たさなくなった場合において、当該建設共同企業体の他のすべての構成員が、当該資格条件を満たさなくなった構成員に代えて入札参加資格を有する他の者（既に当該入札参加資格の確認を受けた者を除く。）を補充し、再度特定建設共同企業体を結成して 7 (1)アに定める期間の最終日までの間に 3 (1)ウ(ア)に定める書類を提出したときは、入札を行うことができる。ただし、この場合においては、3 (1)ア及びイの手続は行わず、入札書の

提出方法は紙又は郵便により行うこと。

イ 特定建設共同企業体の構成員のいずれかが、入札後、7(1)アに定める期間内に2(1)イ(ウ)に定める資格条件を満たさなくなり、入札参加資格を喪失した場合、アを準用する。ただし、この場合においては、既に行った入札書の取下げを行わなければならない。

ウ ア又はイの場合において、当該手続をした特定建設共同企業体が入札参加資格の確認を受けることができなかつたときは、その者が行った入札は、無効とする。

(3) 配置技術者の届出

ア 落札者は、落札決定後2日以内に資格確認を受けた技術者(12(3)に該当する場合は、当該技術者を含む。)について配置技術者(変更)届出書(第6号様式その1)を作成し(特定建設共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること)、3(1)ウ(ウ)に掲げる部課に1部を提出すること。

イ 特定建設共同企業体で、技術者記入欄が不足する場合は、配置技術者(変更)届出書(共同企業体用)(第6号様式その2)に記載すること。

ウ 本件工事が完成するまでの間は、資格確認を受けた技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、2に定める資格条件(変更すべき事由が生じた日を基準日とする。)を満たすと確認された場合はこの限りでない。

(4) 配置技術者の確認

落札者決定後、配置技術者の専任配置を確認するための調査の結果により、当該落札者と契約を締結しないことがある。

(5) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有

(6) 本件工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する。

(7) 必要と認めるときは入札を中止し、又は取消すことがある。

(8) 開札後、次のいずれかに該当するときは、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第2条の規定により、参加停止の措置を行う。

ア 最低価格入札者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合

イ 調査基準価格未満の金額で入札を行って最低価格入札者となった者が、低入札要綱第4条第1項第1号に該当した場合

(9) 苦情申立て

ア 当該入札手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、横浜市入札等監視委員会に対し苦情申立てを行うことができる。なお、落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、横浜市調達に係る苦情処理手続要領に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。

イ 委員会事務局

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市行政運営調整局契約財産部契約第一課管理係調整担当(関内中央ビル2階)

電話 045(671)3805

- (10) その他、この入札説明書に規定のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるものとする。
- (11) 入札説明書及び設計図書を入手した者は、これらを当該入札以外の目的で使用してはならない。